青森県環境教育等に係る体験の機会の場の認定申請の手引き

（環境教育等促進法第20条に基づく認定制度）

平成28年12月
（令和7年4月一部改正）
青　森　県

目 次

1　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　認定の要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3　申請の手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4　認定の申請に係る提出書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　別表第１（認定申請又は更新申請時）・・・・・・・・・・・・・ 3
5　通知等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6　認定体験の機会の場に係る周知等　・・・・・・・・・・・・・・ 5
7　変更等の届出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　別表第２（変更及び廃止時）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
8　更新　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
9　報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
10　認定の取消し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
11　手続きの主な流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
12　問い合わせ及び申請書等提出先　・・・・・・・・・・・・・・・ 6
13　関係様式集
（１）申請者チェック表（別添）　・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（２）認定申請書（様式第７）　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（３）変更届出書（様式第８）　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（４）廃止届出書（様式第９）　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
（５）更新申請書（様式第10）　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（６）別紙１～別紙８　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
14　参考資料
環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（令和６年５月14日閣議決定）（抜粋）・ 25

１ はじめに

青森県環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条に基づき、土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する国民、民間団体等が、その土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場合に、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が法で定められた要件のいずれにも適合している旨の知事の認定を受けることができる制度です。

この手引きは、本制度の申請等を行うに当たっての必要な手続きについて記載するものです。

＜制度概要図＞

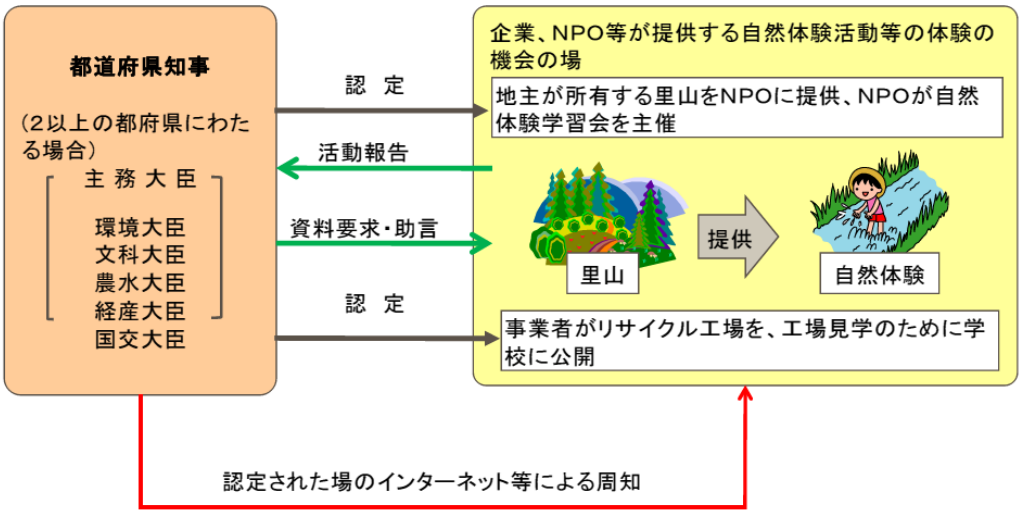

２ 認定の要件

認定を受けるためには、申請事業の内容が、以下の要件を満たしていることが必要となります。

（１）申請事業が国の基本方針（参考資料25ページ参照）に照らして適切なものであること。

事業の内容が、基本方針の２（２）⑥「体験の機会の場の認定」に沿っていることのほか、基本方針の１（３）「取組の方向性の基本的な方向」に記す内容に反していないこと、その他基本方針全体に照らして適切なものであることが必要となります。

（２）申請事業が青森県環境総合プラン※に照らして適切なものであること。

青森県では、青森県環境総合プランを法第８条第１項に基づく都道府県行動計画として位置付けており、県民や事業者等が体験の機会の場を提供し、環境教育等を実施することは、同計画に掲げる施策の推進に寄与する取組に該当しますので、申請事業の内容等により審査を行うこととなります。

※青森県環境総合プラン（令和６年３月策定）の政策Ⅴ参照。

詳しくは、下記の県ホームページ（青森県環境総合プラン）を御覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/kankyo-sogo-plan.html

（3）申請事業において環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと

体験の機会の場で行う事業の参加者が、環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、当該体験の機会の場において、地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施し、参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた経験をする機会を提供する必要があります。

（4）申請事業について適切な計画が定められていること

体験の機会の場で行う事業が確実に実施されることが望ましいため、事業の計画性が必要となります。

（5）申請事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること

安全確保のための計画やマニュアル等の作成、スタッフへの事前講習等の実施、危険箇所の表示、参加者に対する危険箇所の周知などが必要になります。

（6）申請事業が特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと

体験の機会の場で行う事業の円滑な実施のために必要な場合等の正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行わないことが必要です。

（7）申請事業が利益の分配その他営利を主たる目的とするものではないこと

体験の機会の場の提供に係る事業への参加費用等による事業収益を株主に配当する場合等は、認定の対象外になります。ただし、当該事業自体が営利を主たる目的とするものではない場合に認定対象とするもので、当該事業の実施主体又は申請に係る土地又は建物の所有権等を有する者が、株式会社等の営利団体であることのみをもって認定対象から外れるものではありません。

（8）申請事業がこれに１年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること

（9）認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること

土地又は建物に関して危険がある場合の危険回避のための措置のほか、定期的な清掃や、付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等について、計画を整備する必要があります。

※認定の申請ができない者

次のいずれかに該当する方は、認定の申請をすることができません。

（1）体験の機会の場の認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

（2）法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあっては、その代表者）のうちに（1）に該当する者があるもの

３ 申請の手順

申請者は、本手引きを参照の上、必要な申請書類を作成し、青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課まで提出してください。なお、申請を考えている方は、申請手続きを円滑に行うため、事前に御相談ください。

申請書を受理した後、審査を行いますが、審査では、申請内容が認定の要件を満たすものであるかについて確認するとともに、必要に応じて現地調査も行います。

なお、認定の申請に係る標準処理期間は60日（申請者が補正等をしている期間は除く。）としています。

４ 認定の申請に係る提出書類

申請者は、別添の「申請者チェック表」に必要な事項を記入して、認定申請書（規則様式第７）及び別表第１の添付書類と共に提出してください。（関係様式は、８ページ以降を参照）

別表第１（認定申請又は更新申請時）

添付書類	説　明
（１）申請者が個人である場合は、その住民票の写し	◎住民票の写し （発行日から６か月以内のもの）
（２）申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	◎ＮＰＯ法人、株式会社、社団法人等の定款のある場合は、定款及び登記事項証明書 ◎財団法人の場合は、定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書 ※登記事項証明書は、発行日から６か月以内のもの ◎法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの。 ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の作成日、改訂日等
（３）申請者が法第20条第４項各号に規定する欠格条項に該当しないことを説明した書面	◎書面の例を**別紙１**に示す。

（４）申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における申請事業の実績を記載した書類	◎次に掲げる事項を含む書類（書面の例を**別紙２**に示す。） ・直前の事業年度に行ってきた事業の内容 ・事業を行った場所、所要時間、実施回数 ・事業の対象者、参加者数 ※事業として複数の種類のプログラム等を実施している場合は、それぞれの種類ごとに記載する。
（５）申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請事業の計画書及び収支予算書	◎事業計画書については次に掲げる事項を含む書類（書面の例を**別紙３**に示す。） ・事業の内容、事業を行う場所、所要時間、実施回数、事業の対象者 ・参加定員数、参加費用 ※事業として複数の種類のプログラム等を実施している場合は、それぞれの種類ごとに記載する。 ◎収支予算書については、申請に係る事業の収支予算書とし、次に掲げる事項を含む書類（書面の例を**別紙４**に示す。） ・収入の見込み（参加費等による収入、助成金等） ・支出の見込み（講師謝金、場所代、人件費、庶務費等）
（６）認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類	◎書類の例を**別紙４－２**に示す。
（７）認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	◎次に掲げる事項を含む書類（書面例を**別紙５**に示す。） ・体験の機会の場で行う事業に従事する者の氏名及び役割 ・知識及び経験に関する説明 ・体験の機会の場で行う事業が、規則第８条第１項第６号の「指導の下に適切に行われるもの」に該当する場合には、その指導方法に関する説明
（８）認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び事業の参加定員に関する事項を記載した書類	◎書面の例を**別紙３**に示す。
（９）認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び土地若	◎申請者が、土地又は建物の所有者でない場合は、当該土地又は建物の登記事項証明書

しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	に代えて、当該土地又は建物に係る賃借権や使用貸借権等を証明する書類
(10) 申請事業を実施することについての事業の実施者の同意書	◎書面の例を**別紙６**に示す。 （申請者と事業の実施者が同一の場合は不要です。）

５ 通知等

（１）認定等の通知

審査後、認定要件のいずれにも適合していると認められる場合は、申請者に認定証を交付します。また、事業の内容が認定の要件に適合しない場合は、その理由を示して、その旨を申請者に通知します。

（２）認定の有効期間

「認定の日から５年」です。

６ 認定体験の機会の場に係る周知等

認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場である旨を表示することができます。

また、県ではインターネット、印刷物などの方法により、その周知に努めます。

７ 変更等の届出

認定民間団体等は、次の①から③に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、規則様式第８又は規則様式第９に次の別表第２に掲げる書類を添付し、遅滞なく、その旨を届け出てください。

① 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
② 体験の機会の場の名称及び所在地
③ 事業の内容

別表第２（変更及び廃止時）

内　容	届出様式及び添付書類
（１）認定に係る内容を変更した場合	◎認定体験の機会の場変更届出書（規則様式第８） ※添付書類：申請時に提出した書類（別表第１）のうち、変更に関する書類
（２）認定体験の機会の場を提供しなくなった場合	◎認定体験の機会の場廃止届出書（規則様式第９） ※添付書類：認定証

８ 更新

認定の有効期間の更新を受けようとする方は、規則様式第10による申請書と別表第１に掲げる書類を添付し、有効期間が満了する日の30日前までに提出してください。

９ 報告

認定民間団体等は、当該事業年度の事業終了後３か月以内に**別紙７**により事業の実施状況等を報告してください。

また、認定民間団体等は、認定体験の機会の場で行う事業において事故や問題が生じた場合は、**別紙８**により速やかに報告してください。

10 認定の取消し

次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消す場合があります。

① 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、認定の要件に適合しなくなったとき
② 認定民間団体等が、必要な届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
③ 認定民間団体等が、必要な報告又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告又は資料の提出をした場合
④ 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けた場合

11 手続きの主な流れ

	申請者	県
新規申請・審査	1　申請書等の提出 ※申請書（規則様式第７）に別表第１（３～４ページ参照）の書類を添付	2　申請の受付
		3　書類審査等の実施 （標準処理期間60日） ※必要に応じて現地調査を実施 ※青森県教育委員会へ協議
		4　認定結果の通知 ※認定の場合、認定証を交付 （有効期間５年）
報告	○状況報告書等の提出 ※毎事業年度の事業終了後３か月以内に別紙７により報告 ○事故等報告書の提出 ※事故や問題が生じた場合は、別紙８により速やかに報告	報告書受理
変更・廃止	変更及び廃止の届出 ※変更届出書（規則様式第８）に別表第２（５ページ参照）の関係書類を添付 ※廃止届出書（規則様式第９）に認定証を添付 ※届出事由発生の日から遅滞なく届出	届出書受理
更新	1　更新申請書等の提出 ※有効期間満了日から30日前までに提出 ※更新申請書（規則様式第10）に別表第１（３～４ページ参照）の書類を添付	2　更新申請の受付
		3　書類審査等の実施 （標準処理期間30日） ※必要に応じて現地調査を実施 ※青森県教育委員会へ協議
		4　認定結果の通知 ※更新の場合、認定証を交付 （有効期間５年）

12 問い合わせ及び申請書等提出先

青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課　地域脱炭素推進グループ
〒030-8570 青森市長島一丁目１－１（青森県庁舎北棟７階）
電話 017-734-9243　　FAX 017-734-8213
青森県庁ホームページ － 環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定制度について －
http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/taikennokikainoba_nintei.html
※体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が中核市（青森市又は八戸市）の区域内に含まれる場合は、各市が認定事務を行いますので、各市の担当課へお問合せください。

別添

申請者チェック表
（申請者チェック欄に〇を付ける。）

申請者			
体験の機会の場の名称			
住　所			
担当者名			
電　話		ＦＡＸ	
e-mail			

（ここに記載されている個人情報は、登録の前後において、体験の機会の場の認定事業に係る事務に関する連絡を行う際に利用するものです。）

チェック番号	基準		申請者チェック欄	受付担当チェック欄
	申請書			
1		※の欄（整理番号欄）への記入はないか。		
2		Ａ４用紙を使用しているか。		
3		その他必要事項が記入されているか。		
4	（個人の場合） 住民票の写し（発行日から６か月以内のもの。）			
5	（法人その他の団体の場合） 株式会社、社団法人、ＮＰＯ法人等については、定款及び登記事項証明書（登記事項証明書については発行日から６か月以内のもの。）			
6	財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書（登記事項証明書については発行日から６か月以内のもの。）			
7	その他団体については、団体規約等（団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。）			
	法第20条第４項各号の規定に該当しないことを説明した書面（別紙１関係）			
8		別紙１と同様の内容が記載されているか。		
	直前の事業年度の事業の実績を記載した書類（別紙２関係）			
9		該当事業年度分の記載があるか。		
10		事業の内容が記載されているか。		
11		事業の参加者数が記載されているか。		
12		事業の対象者が記載されているか。		
13		事業が行われた場所、所要時間、実施回数が記載されているか。		
	事業計画書（別紙３関係）			
14		申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
15		事業の内容が記載されているか。		
16		事業を行う場所、所要時間、実施回数、事業の対象者、参加定員数、参加費用が記入されているか。		

別添

	収支予算書（別紙４関係）			
17		申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
18		収入の項目及び額、支出の項目及び額が記載されているか。		
19		（収入）＞（支出）の場合の余剰金の使途について記載されているか。		
20	施行規則第９条第２項第６号の規定の内容について説明した書類（別紙４の２関係）			
		項目ごとにチェック、記載されているか。		
21	知識及び経験について説明した書面（別紙５関係）			
		体験の機会の場で行う事業に従事する者の氏名、役割、知識及び経験に関する説明が記載されているか。		
22	登記事項証明書（発行日から６か月以内のもの。当該土地若しくは建物の所有者でない場合は、当該土地若しくは建物に係る賃貸借契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し。）			
	（体験の機会の場で事業を実施していない土地又は建物の所有者の場合） 事業実施者の同意書（別紙６関係）			
23		別紙６と同様の内容が記載されているか。		

別添

認定基準等適合自己チェック

法律 施行規則	認定基準	申請者チェック欄
法 20 条１ 項１号	基本方針に照らして適切なものであること。	
規則８条 １項１号	環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。 【具体的な留意点】 ・地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施している。 ・参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な体験をする機会を提供している。	
２号	適切な計画が定められていること。 【具体的な留意点】 ・事業に計画性があり、体験の機会の場で行う事業が確実に実施される見込みがある。	
３号	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。 【具体的な留意点】 ・緊急時の対応（連絡体制等を含む）が定められている。 ・スタッフへの事前講習が行われている。 ・安全確保のためのマニュアルを作成している、又は今後作成を予定している。	
４号	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 【具体的な留意点】 ・正当な事由を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行っていない。	
５号	利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。 【具体的な留意点】 ・事業への参加費用等による事業収益を株主に配当するなどしていない。	
６号	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に１年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。	
２項	認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。 【具体的な留意点】 ・土地や建物について、危険回避のための安全対策がとられている。 ・施設等の保守管理、メンテナンスが行われている。 ・付属設備、備品等の保守管理、メンテナンスが行われている。	

様式第７（第９条第１項関係）

体験の機会の場の認定申請書（記載例）

※整 理 番 号	

年　　月　　日

青森県知事　殿

氏名
申請者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第３項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地	株式会社○○「○○体験教室」 青森県○○市○○	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	事業所内（太陽光・風力発電装置など）を見学して社内の省エネや再生可能エネルギー導入などの環境保全対策や発電の仕組みなどについて学ぶ。 また、発電実験やろ過実験を通してエネルギーや水の大切さを学ぶ。	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	小・中学生　１回４０名まで 安全性の確保等、当該事業の円滑な実施のために必要な場合等の正当な事由がある場合を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行わないことを前提として、当該事業を実施する。	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年	月　　日から　　月　　日まで
	毎年	５月１日から１１月３０日まで

備考
１　※の欄には、記載しないこと。
２　申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
３　「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第 10 条関係）

認定体験の機会の場変更届出書

整 理 番 号	

年　月　日

青森県知事　殿

氏名

届出者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第３項各号に掲げる事項を変更したので、同条第８項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の場の名称		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 年 月 日		年　月　日
変 更 の 理 由		

備考

1　届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

2　「体験の機会の場の名称」には、変更前の名称を記載すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第 10 条関係）

認定体験の機会の場廃止届出書

整 理 番 号	

年　月　日

青森県知事　殿

氏名
届出者
住所

認定体験の機会の場を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第８項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の場の名称	
廃 止 の 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

備考

１　届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 10（第 11 条関係）

認定体験の機会の場更新申請書

整 理 番 号	

年　月　日

青森県知事 殿

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の２第２項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地		
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容		
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲		
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年	月　日から　月　日まで

備考

1 申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙１　規則第９条第２項第３号の欠格条項に該当しないことを説明した書類の例

年　　月　　日

青森県知事　殿

氏名
申請者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第９条第２項第３号に基づき下記のとおり説明します。

記

申請者は（※）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第４項各号に規定する欠格条項には該当していません。

備考

１　※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。

２　申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙２　規則第９条第２項第４号の事業の実績を記載した書類の例

事業年度	○○年度			
体験の機会の場で行った事業の内容	事業の実施場所	所要時間	実施回数	事業の対象者及び参加者数
				対象者については、どのような者を対象としたのかを記載する。（例えば「１８歳以上」）

別紙３　規則第９条第２項第５号の申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書の例

○○年度事業計画書

体験の機会の場で行う事業の内容	事業の実施場所	所要時間	実施回数	事業の対象者及び参加定員数	参加費用

別紙４　規則第９条第２項第５号の申請日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書の例

○○年度収支予算書

（単位：円）

収　　入（※１）		支　　出（※２）	
項　　目	収　入　額	項　　目	支　出　額
○○○費	○○○円		
合計Ａ		合計Ｂ	

Ａ＞Ｂの場合の剰余金の使途について（※３）	

備考

１　参加費等による収入、助成金等を記載する。また、事業主からの持ち出し金があれば、 それについても記載する。

２　講師謝金、場所代、人件費、庶務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載する。

３　収入が支出を上回った場合の使途について記載する。例えば、「次年度の事業への繰り越し」、「○○購入のために積み立てる」 などと記載する。

別紙４－２　規則第９条第２項第６号の事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置について記載した書類の例

参加者・実施者の安全管理体制	安全管理責任者	（職名・氏名）
	安全管理の概要	（緊急時の対応（連絡体制等を含む））
		（スタッフへの事前講習） □実施あり □実施なし（今後の対応：　　）
		（安全マニュアルの整備） □あり（写しを１部添付） □なし（今後の対応：　　）
土地・建物の安全管理	危険個所の安全対策	（危険箇所の有無） □なし □あり（具体的箇所：　　）
		（危険箇所の表示） □あり □なし（今後の対応：　　）
		（参加者の危険回避のための安全対策）
	施設等の保守管理、メンテナンスの方法等	（点検・整備等の状況）
	付属設備・備品等の保守管理、メンテナンスの方法等	（点検・整備等の状況）

別紙５　規則第９条第２項第７号の事業の実施体制について記載した書類の例

◎従事者に関する事項

番号	体験の機会の場で行う事業に従事する者の氏名	役割	知識及び経験に関する説明（※１）		経験等の有無（※２）	指導方法（※３）
1	○○　○○	全体統括	○年 ○年～○年	○○大学○○科卒業 ○○事業のプログラム実施	◎	
2	××　××	会計、経理	○年	○○資格取得	○	
3	△△　△△	プログラム実施	○年	○○事業のプログラム実施	◎	
4	□□　□□	プログラム実施補助			×	（例えば「番号３の者の指導の下実施する」）
5						

備考

※１　体験の機会の場で行う事業に関係する経験や学歴等を記載する。※２の分類の根拠がわかるように記載する。支援事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要。

※２　施行規則第８条第１項第６号の「認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に１年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載する。

◎　施行規則第８条第１項第６項に規定する者の場合

○　施行規則第８条第１項第６項に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合

×　◎及び○以外の者の場合

※３　※２が「×」の場合、の施行規則第８条第１項第６項の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載する。

別紙６　規則第９条第２項第 10 号の認定の申請に係る体験の機会の場において当該事業を実施することについての同意書の例

同意書

年　　月　　日

○○○○（申請者）　殿

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場の名称及び所在地		
体験の機会の場で行う事業の内容		
体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲		
体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間	年	月　　日から　　月　　日まで

氏名
事業実施者
住所

備考
1　事業実施者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙７　規則第 12 条第１項の運営状況報告書の例

認定体験の機会の場運営状況報告書

整 理 番 号	

年　月　日

青森県知事　殿

氏名
報告者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の４第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　前年度における認定体験の機会の場で行う事業の実施状況

体験の機会の場の名称	
事業の実施状況（前年度）	
実施の内容	
実施の目的	
実施の期間	
実施の回数	
参加に要する費用	
参加者数	
参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無	
上記の事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置	
その他	

２　１の事業に係る収支決算

【収入】

項　目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

【支出】

項　目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

別紙７　規則第 12 条第１項の運営状況報告書の例

備考

１　報告者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

２　各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。

３　事業内容の分かる写真、パンフレット、チラシ等関係する資料を添付すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙８

認定体験の機会の場事故等報告書

整 理 番 号	

年　月　日

青森県知事　殿

氏名
報告者
住所

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

体験の機会の場の名称及び所在地	
事故等発生日時	年　月　日（　曜日）　午前・午後　時　分頃
事故等発生場所	
事故等発生時の具体的状況及び対応の状況	
事故等の原因	
保険加入状況等	・保険の加入状況　□有（□手続中　□未手続）　□無 ・損害賠償　□有（□完結　□継続）　□無　□未交渉
再発防止策等	
担当者	担当者名：　　電話：
備　考	

備考

1　報告者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

2　各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

14 参考資料

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（抜粋）

令和６年５月 14 日閣議決定

目 次

はじめに…… 1
１ 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項 …… 4
（１）私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全…… 4
（２）ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点 …… 6
（３）取組の基本的な方向…… 9
① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向 …… 9
ア 気候変動への対応等の課題にあらゆる主体・世代が参画することの重要性 … 9
イ 個人の変容と組織・経済社会システムの変革が連動することの重要性 ……10
ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備 ……10
② 環境教育の推進方策についての取組の方向 ……11
ア 環境教育の実践において大切にしたい点 ……11
イ 環境教育において特に重視すべき方法 ……12
（ⅰ）体験活動を通じた学びの実践 ……12
（ⅱ）多様な主体同士の対話と協働を通じた学びの実践 ……13
（ⅲ）情報通信技術（ICT）を活用した学びの実践…… 14
③ 協働取組についての取組の方向 ……14

２ 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針……15
（１）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方 （略）
（２）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策
①～⑤ （略）
⑥ 体験の機会の場の認定 ……33
⑦～⑨ （略）

３ その他の重要事項 （略）

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針

はじめに

私たちの世界は、今、深刻な環境危機に直面しています。人間社会は、化石燃料を始め、地球上の様々な自然資源を利用し発展してきました。しかし今や、人類の活動は、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあり、自らの存続の基盤である自然環境を破壊し、様々な環境問題を生じさせています。世界中の経済が相互に密接な関係を有している現在、私たちの行動が地球環境に影響を与え、また、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えており、日本に暮らす一人一人と世界中の環境問題は密接につながっています。

なかでも現在、特に切迫する地球規模の環境問題として認識されているのが、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染です。

気候変動については、その深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は我が国にも例外なく及び、自然災害のリスクも増幅させます。世界各地で様々な気象災害が発生している中、問題解決に向けた行動は不十分であり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2018年（平成30年）に公表した「1.5℃特別報告書」では、1.5℃と2℃の地球温暖化の間に、平均気温の上昇、極端な高温の増加、強い降水現象の増加、一部の地域における干ばつの確率の上昇等において有意な違いがあること等が示されました。これを受け、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では気温上昇を1.5℃に抑えるために世界全体で更なる対策が必要であることがグラスゴー気候合意に盛り込まれました。さらに、IPCC第六次評価報告書統合報告書（2023年（令和５年））には、温暖化を1.5℃に抑えるには、この10年間に全ての部門において急速かつ大幅で、即時の温室効果ガスの排出削減を行い、2020年から遅くとも2025年までに排出量のピークを迎え、2050年初頭に世界全体でCO_2排出量正味ゼロが達成される必要性が示されました。このような状況の中、我が国は2020年（令和２年）に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。2021年（令和３年）には、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。また、地方公共団体においても、2050年に温室効果ガス又はCO_2の排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を2023年（令和５年）12月末時点で1013自治体が表明しています。さらに、脱炭素先行地域（2024年３月末時点で73件を選定）においては、2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO_2排出実質ゼロを目指した地域脱炭素の取組が進められています。

次に、生物多様性については、地球規模での無秩序な開発や気候変動等の地球環境の変

化により、様々な生物種が減少・絶滅し、遺伝資源の減少・消失、生態系サービス（人々が生態系から得ることができる、食料、水、気候の調節などの様々な便益）の劣化が進み、世界の食料需給の中長期的な逼迫も懸念されています。生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学–政策プラットフォーム（IPBES）[1]が公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」（2019年（令和元年））によれば、現在は、第６の大量絶滅期とさえもいわれます。生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」（2020年（令和２年））においては、生物多様性の損失を回復軌道に乗せるためには、自然保護に関する施策に加えて、気候変動、汚染物質、侵略的外来種、乱獲、持続可能な生産活動や消費などへの統合的な取組が必要であることが示されました。また、2021年（令和３年）に公表されたIPBESとIPCCとの合同ワークショップ報告書では、生態系の保護、持続可能な管理と再生のための対策が気候変動の緩和、気候変動への適応に相乗効果をもたらし、気候、生物多様性と人間社会を一体的なシステムとして扱うことが相乗効果の最大化やトレードオフの最小化に効果的であると指摘しました。こうした中、2022年（令和４年）の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において昆明・モントリオール生物多様性枠組が策定され、2050年目標「自然と共生する世界」と、その実現に向けた2030年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」こと（ネイチャーポジティブ）が示されています。これを受けて、2023年（令和５年）３月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。

さらに、環境汚染については、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性・毒性・長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染等が、深刻化が進むグローバルな環境課題として注目を集めています。こうした中、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）―化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が 2023年（令和５年）９月に開催された第５回国際化学物質管理会議で採択されました。

また、食料、水、エネルギー、金属資源等の資源調達について、新興国の台頭に伴い国際的な競争が激化しています。また、環境破壊に起因する紛争や難民の増加など、地域の不安定リスクも増大し、「環境」が安全保障上の課題の一つと位置付けられるようになりました。

一方、日本国内では、環境保全に関わる重要な社会課題として、人口減少・少子高齢化や、農山漁村を中心とした地方の過疎化にも直面しています。人口は2008年（平成20年）をピークに減少に転じ、私たちは本格的な人口減少社会に突入しました。直近の少子化の進行も想定より早いとされています。特に、若年層を中心に人口流出が続く地方では、地

[1] IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学–政策プラットフォーム）は、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームである。

域コミュニティの弱体化を招き、また、地方公共団体の行政機能の発揮にも支障が生じています。これらの状況は、環境保全に関する地域の様々な活動に深刻な影響を与えています。

また、2011年（平成23年）３月の東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を始めとする甚大な人的・物的・経済的被害をもたらし、現在も国内の環境保全における主要課題の一つとなっています。被災地の復興・再生に向けては、除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備等の事業が続けられてきました。放射性物質汚染からの環境回復は徐々に進んでいますが、引き続きの取組が必要です。放射線の健康影響についても、風評を払拭するために、正確な情報発信や、不安を抱える住民等へのリスクコミュニケーション等を継続して実施していくことが求められます。

2020年（令和２年）から世界が直面している新型コロナウイルス感染症のパンデミックも、環境保全や環境教育に様々な影響を与えてきました。まず、パンデミックの経験は、私たち人間も一つの生物種として、この地球上の他の生物と同様に、地球全体の環境の一部を形成していること、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等を改めて明らかにしました。私たちが生態系の中で生きていることを理解することは、生物の、そして人間のいのちを尊ぶ心を育むことにもつながります。また、パンデミックの発生は、様々な活動や教育の機会を喪失させ、直接の体験や対話の価値を改めて明らかにすることにもなりました。

多くの環境問題は、経済的、社会的に、より脆弱な国や地域、人に対し、より深刻な影響を与えます。また、気候変動や生物多様性損失等の問題は、その原因を担ってきた過去・現在の世代よりも、将来の世代に、より深刻な影響を与えます。近年、こうした環境問題の持つ不公正な構造への認識から、環境問題を社会的公正や人権の問題として捉え、「環境正義」という概念のもとで環境保全に取り組む重要性も国際的に浸透しつつあります。2022 年（令和４年）7 月の国連総会では、「クリーンで健康かつ持続可能な環境に対する人権」に関する決議が、我が国を含む 161 カ国の賛成で採択されました。また、2023 年（令和５年）11 月にはユネスコ総会で「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ、持続可能な開発のための教育に関する勧告（仮訳）」が採択されました。

世界の環境危機を乗り越えるためには、世界中の人々が「地球市民（グローバル・シティズン）」として、共に手を携えて取組を進めていかねばなりません。2015 年（平成 27 年）９月の国連総会において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 のゴール及び 169 のターゲットを提示していますが、この中には、環境保全そのものの課題及び環境保全と密接につながる課題に関するゴールが数多く含まれており、地球市民としての協働を導く道標となっています。その題名にあるとおり、環境保全を含む、持続可能な開発を実現するための取組においては、現在の経済社会システムそのものを「変革（transform）」する方向性が不可

欠であるという認識が強調されています。

こうした背景のもと、我が国においても、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進は、ますます重要性、緊急性を増しています。我が国の環境教育等の取組は、気候変動や生物多様性の損失といったグローバルな環境課題の緊迫性を鑑みながら、人口減少・少子高齢化や東日本大震災・原子力発電所事故被災からの復興・再生といった国内の課題に向き合いつつ、公正で持続可能な社会の変革に向けて発展していく必要があります。個人の行動変容を個人に留めるのではなく、パートナーシップを通じ、様々な個人や組織との関わり合いの中で、中長期的に社会システムの変革へとつなげていくことが重要です。

政府としては、こうした背景を踏まえつつ、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）」（以下「法」という。）に基づき、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等様々な主体の自発性を尊重し、これらと協働しながら持続可能な社会へ向けた変革に共に取り組んでいきます。

1　環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

（1）私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

現代社会が直面する環境危機に向き合い、持続可能な社会を実現するためには、経済社会システム全体の変革が求められています。そのような変革を進めるためには、持続可能性の理念を確認し、共有することが肝要です。

「持続可能な開発」という考え方は、「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が 1987 年（昭和 62 年）に公表した報告書「我ら共有の未来」の中で提唱されたことで広く知られるようになり、その内容は後述する持続可能な開発のための教育（ESD）を含む国際的な議論等の中で深められ、2015 年（平成 27 年）の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」につながりました。「持続可能な開発」の理念の軸について、ここでは環境保全との関係に着目しながら、以下５つの点を示します。

第１は、環境のもたらす恵みを将来世代にまで引き継ぎ、環境問題の影響を将来世代に残さないという、世代間の公正を重視する点です。

第２は、地球上に暮らす全ての人が生活する上での基礎的なニーズを充足しつつ、環境問題の影響がより深刻に及ぶ国や地域、人々の現状を是正し、クリーンで健康かつ持続可能な環境を享受する人権を全ての人に保障しようとする、世代内の公正を重視する点です。

第３は、人間社会の活動を、地球の限界の範囲内に留める必要性を認識する点です。人間も地球の生態系の一員として環境を維持し、その中の生物やその他の環境との共存共栄を図る中で暮らすことが必要であり、健全な経済社会活動には健全な環境の基盤が欠かせな

いとの認識が世界的に定着してきました。

第４は、これまでの経済社会のあり方そのものを大胆に変革する必要性を強調する点です。物質的な豊かさを追求する経済社会活動や生活様式、格差を生み人権を侵害する不公正な社会構造等を見直し、自然環境とのきずなを深めるような新しい社会や文化を創造することが求められています。

第５は、持続可能な開発の実現には多様な立場の人々の参加や協働が不可欠であるとしている点です。その際、一人一人の人権を尊重し、全ての人の参加を保障することで、「誰一人取り残さない」公正な社会の実現を目指すことの必要性が、世界的に認識されつつあります。

こうした理念を踏まえた我が国としての持続可能な社会づくりを目指し、法に基づく措置を進めていく必要があります。

環境・経済・社会的側面が複雑にかかわっている現代において、環境問題の影響を未来に残すことを極力防ぎ、健全で恵み豊かな環境を将来世代に継承するとともに、現在を生きるすべての人の基礎的なニーズを満たしながら、公正で持続可能な社会を実現するには、環境・経済・社会のそれぞれにおいて、健全・公正で持続的な新たな方向へ転換する必要があります。自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を活用しな　がら、経済社会システムの変革を導き、「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」文明の構築を図るとともに、我が国の安全保障に資する観点からも、食料・エネルギー・資源など他国の自然資本への依存度を下げ、地球規模での気候変動、生物多様性、汚染の危機を軽減しなければなりません。そして、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図る循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であると言えます。人権を尊重し、誰一人取り残すことのない社会への変革を実現することにより、ウェルビーイングにつなげていくことが重要です。

そのためには、あらゆる主体・世代が環境保全活動や、社会変革に向けた取組に参画できることが重要です。社会のリーダーを含む全ての大人や子どもに対して、そうした参画を支える情報提供や普及啓発、環境教育の機会が必要です。Ｚ世代と呼ばれる若い世代は、世界的に環境意識が高く、環境保全のための行動に積極的とされており、我が国においては、若い世代の環境意識の形成に学校における環境教育の効果も確認できます[2]。一方で、国民の環境意識は、国際的には決して高いとは言えず、現状に対する危機感が弱いと言われていま

[2] 環境省「令和２年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」（令和３年３月）では、環境や社会の問題を意識した行動をとるようになった理由として、「学校で習ったり環境教育を受けたから」と答えた人の割合は、全年齢層で 29 歳以下が最も高かった。

す[3]。今後も、環境教育を通じ、社会の変革と連動しながら、一人一人が変容していく過程が求められています。

さらに、社会を取り巻く課題が複雑・多様化する現代においては、多様な主体の参加によるパートナーシップがとりわけ重要です。こうしたパートナーシップを前提とした効果的な協働取組を通じて主体同士が学び合うことにより、地域コミュニティの対応力や課題解決力を高めていくことが可能となります。すなわち、パートナーシップの充実・強化は、人づくり及び地域づくりにも資するものです。

また、国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があります。地域の持続可能性を高めるためには、地域の主体性と地域内外のパートナーシップを基本として、地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」をつくるとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」としての「地域循環共生圏」を創造していくことが必要です。

環境保全活動における協働取組・パートナーシップの推進については、2010 年（平成 22 年）に国連環境計画（UNEP）により「環境事項における情報アクセス、市民参加及び司法アクセスに係る国内立法の発展に関するガイドライン」が採択されました。また、SDGs において、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する（ゴール 16）」、「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する（ゴール 17）」といった目標が示されました。国内においても、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）」の制定、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号）」による国内希少野生動植物種の提案募集制度の制定など、環境保全への参加・協働を促進するための法制度が整備されてきています。

（２）ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点

---

[3] 科学技術振興機構『World Wide Views on Climate and Energy 世界市民会議「気候変動とエネルギー」開催報告書』（平成 27 年７月）によると、世界全体では市民の 66%が気候変動対策は「生活の質を高めるもの」と回答した一方、日本では市民の 60%が「生活の質が脅かされるもの」と回答。PEW Research Center による欧州・北米・アジアの先進 17 か国を対象に実施した環境意識調査によれば、「気候変動が自身に与える影響について非常に懸念している」と回答した割合は、17 か国中 15 か国において、2015 年に比べて 2021 年で上昇する中、日本は８ポイントの大幅な減少（34%→26%）となり、気候変動対策を行うことは、自身の生活を脅かすネガティブなものとして捉える国民の割合が高いことに加え、経年で見ても気候変動の影響について懸念する割合が低下している。また、2021 年の社会生活基本調査によれば、ボランティア活動としての「自然や環境を守るための活動」に参加している人の割合は３％と、2001 年の８％から減少している。

我々が目指す持続可能な社会を構築するためには、変革に向けた取組に、あらゆる人々や組織が参画できることが重要であり、そうした参画の実現には、環境教育が重要な役割を果たします。環境教育を促進するにあたって、国際社会における環境教育やESDの議論の中に、参照すべき目標・目的が示されています。

環境教育は、1972年（昭和47年）の「人間環境宣言（ストックホルム宣言）」においてその重要性が指摘され、1975年（昭和50年）にユネスコが開催した「環境教育国際ワークショップ（ベオグラード会議）」での「ベオグラード憲章」で、その目的は「環境とそれに関連する問題に気づき、関心を持つとともに、現在の問題の解決および将来の問題の防止に向け、個人および集団で活動するための知識、技能、態度、意欲、責任感を持った人々を世界中で育てること」にあると示されました。その後、1992年（平成４年）の「環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）」で持続可能な開発の概念が注目されたことを受け、1997年（平成９年）に行われた「環境と社会に関する国際会議」での「テサロニキ宣言」では、「環境教育を環境と持続可能性のための教育と表現してもかまわない」との文言が盛り込まれ、環境教育が持続可能な社会づくりの実現につながるものであることが広く意識されるようになりました。

さらに、2002年（平成14年）の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルク・サミット）」では、我が国が「国連・持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の実施を提案し、全会一致で採択され、2005年（平成17年）から2014年（平成26年）にかけて取り組まれました。その後、国際的な実施枠組みとしての「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015年（平成27年）～2019年（令和元年））、「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」（2020年（令和２年）～2030年（令和12年））のもと、ESDの取組が進められています。また、2015年（平成27 年）に採択されたSDGsでは、ESDが、グローバル・シティズンシップ教育（GCED）とあわせて、その目標の一つに位置づけられました。さらに、17目標全ての実現に寄与するものであることが2019年（令和元年）の国連総会決議において確認されています。

一方、国内では、「ESD for 2030」を踏まえ「持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議」が策定した「第２期ESD国内実施計画」（2021年（令和３年））に、ESDとは「人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、問題の根本的な要因等にも目を向け身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動」であると記され、「ESD for 2030」において示された５つの優先行動分野における、多様なステークホルダーのコミットメントに資する計画が示されています。

さらには、2017年（平成29年）３月に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領及び2018年（平成30年）３月に告示された高等学校学習指導要領においては、全体

の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられ、「カリキュラム・マネジメント[4]」の実現や「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を図っていくことが示されました。また、2023 年（令和５年）６月に閣議決定された第４期教育振興基本計画においても、高等教育や社会教育を含む教育政策全体の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられ、今後の教育政策に関する５つの基本的な方針や今後５年間の教育政策の目標と基本施策において、ESD の推進が言及されています。

こうした経緯の中で、環境教育は ESD の考え方も踏まえて実施されるべきものであるとする考えが広く共有されてきました。

ESDの目的や考え方についても、これまで様々な議論が蓄積されています。

まず、2006 年（平成 18 年）に決定された「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の 10 年』実施計画」には、「問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方を重視した体系的な思考力（システムズ シンキング（systems thinking））を育むこと、批判力を重視した代替案の思考力（クリティカル シンキング（critical thinking））を育むこと、データや情報を分析する能力、コミュニケーション能力、リーダーシップ」「人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重といった持続可能な開発に関する価値観」「市民として参加する態度や技能」を育むことの必要性が記されています。

また、「学校における持続可能な開発のための教育（ESD）に関する研究（最終報告書）」（国立教育政策研究所、2012 年）には、「ESD の視点に立った学習指導で重視する能力・態度（例）」として、「①批判的に考える力、②未来像を予測して計画を立てる力、③多面的・総合的に考える力、④コミュニケーションを行う力、⑤他者と協力する態度、⑥つながりを尊重する態度、⑦進んで参加する態度」が提示されており、これは学校教育に限らず有効だと考えられます。

さらに、2021 年（令和３年）に ESD に関するユネスコ世界会議において採択された「ESD に関するベルリン宣言」では、ESD は「全ての人に持続可能な開発への変化の担い手になるための知識、技能、価値及び態度をもたらす、必要とされる変容の礎」として、「批判的思考や協調・課題解決能力、複雑さやリスクへの対応力、レジリエンスの強化、体系的かつ創造的に思考する力といった認知的能力及び非認知的能力」「市民として責任ある行動を取る力」「認知的能力、社会性と情動の学習、個人及び社会的側面の変容に向けた行動能力」を培い、「異文化理解、文化多様性、平和と非暴力の文化、包摂性、責任ある行動的なグローバル市民の概念」を推進することが示されました。

環境教育では、こうした ESD の考え方を踏まえつつ、持続可能で公正な環境保全につな

---

[4] 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことや、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。

がる視点を強調する必要があります。以下に、上記議論を ESD によって育みたい「力」「態度」「価値観」として整理、統合し、さらに環境教育として「強調したい視点」とあわせ、ESD を踏まえた環境教育の目的・視点の一例を提示します。

【ESDを踏まえた環境教育の目的・視点（例）】

（育みたい力）

・問題や現象の背景を理解する力
・多面的かつ総合的なものの見方を重視し体系的に思考する力（システム思考）
・物事を批判的にとらえ代替案を思考する力（クリティカル思考）
・創造的に思考する力
・未来像を予測して計画を立てる力
・データや情報を分析する力
・協調的に課題を解決する力
・複雑さやリスクに対応する力
・コミュニケーションをとる力
・リーダーシップを発揮する力
・シティズンシップを発揮して市民として参加する力 など

（育みたい態度）

・市民として責任ある行動を取る態度
・他者と協力する態度
・つながりを尊重する態度
・進んで参加する態度
・自身の行動変容を進めようとする態度 など

（育みたい価値観）

・環境の尊重
・人間の尊重
・多様性の尊重
・包摂性の尊重
・非排他性
・機会均等
・平和と非暴力 など

（強調したい視点）

・地球規模及び身近な環境の変化に気づくこと
・環境に関わる問題を科学的かつ客観的にとらえること

・環境に関わる問題の多面性を認め、多様な視点から公正な態度でとらえること
・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解すること
・ライフサイクル（生産・流通・消費・廃棄）の視点で経済社会システムの環境負荷をとらえること
・環境負荷とそれに伴うリスクを生み出している社会経済の仕組み、生活や文化のあり方を省みること
・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
・人間を含む生態系の中のいのちの大切さ、いのちの支え合いを学ぶこと など

上記を踏まえ、全ての大人や子どもに対して、環境危機に向き合い、持続可能な社会を実現するために、社会や組織の変革と個人の変容を連動的に支え促すことが、現在の環境教育の重要な目的であると言えます。環境問題・環境保全に関わる知識の習得だけでなく、ここに示された力や姿勢を含む社会情動的な学び、具体的な行動に必要な技能の学び、持続可能な社会の基盤となる価値観の学び等が、家庭、学校や職場、地域その他のあらゆる場で実践される必要があります。

（３）取組の基本的な方向

① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向

ア 気候変動への対応等の課題にあらゆる主体・世代が参画することの重要性

環境という私たち共通の生存基盤を保全するためには、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体・世代が、自らの課題として取り組む必要があります。特に、危機的状況である気候変動等への対応においては、多様な主体の参画によるパートナーシップを通じた取組が広がり、社会全体の変革につながることが不可欠です。

こうした自覚を持った主体による自発的な取組は、自主性を基にした創意工夫により、より効果的な取組の枠組みをつくり出し、取組を更に進める原動力となります。さらに、各主体の参加により、環境問題にとどまらない様々な問題を地域や社会の中で自律的に改善し、持続可能な社会を多面的につくっていく力にもつながります。

また、持続可能な社会づくりに資する取組が社会全体に広がるためには、これらの取組に関する知見や経験等を共有することが重要です。

特に気候変動については、温室効果ガスの排出削減対策及び吸収源対策や、気候変動による被害の回避・軽減等を図る適応策、自然と共生する社会の実現等の具体的な成果に結びつくよう、これらの政策を統合的に進めていくことが重要です。

法にいう環境保全活動は、持続可能な社会の実現に向け、環境課題に自発的に考え、取り

組んでいこうとする活動です。政府は、法に定める基本理念に基づき、また、気候変動対策その他の課題への取組の確固たる基盤とするべく、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を講じていきます。

イ 個人の変容と組織・経済社会システムの変革が連動することの重要性

前述のとおり、現在の環境危機は、個人の行動変容の積み重ねだけで解決できるものではなく、私たちを取り巻く経済社会システムそのものの変革を早急に行うことを必要としています。そのためには、個人と組織、社会との相互作用を意識しつつ、全ての人の取組を促進し、子どもや若者を含むあらゆる人の参画の機会を保障し、環境問題に関わる立場や価値観の異なる多様な主体・世代の間の対話を通じて、自分たちの組織や地域のありたい姿を共有し、協働していくことが重要です。また、様々な分野で環境保全活動や社会変革につながる取組を担う人材の育成も重要です。

政府としては、持続可能な未来へ向けた社会変革の実現に向け、取組を担う人材育成を支援するとともに、大人を含む人々の意識や行動の変容と、多様な人々の参画による組織や社会システムの変革へとつながるような環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を進めていきます。

ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備

持続可能な社会の実現に向けた環境保全活動が広がるためには、家庭、学校、職場、地域等において、環境保全活動が進められるよう環境を整備していくことが重要です。

民間活動においては、近年は、企業の社会的責任（CSR（corporate social responsibility））や、企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営フレームワークである CSV（Creating Shared Value）経営を踏まえた取組が増加傾向にあります。さらに、環境保全活動等を行う民間団体については、これまで税制、助成、事業委託等により活動の経済的基盤が形づくられ、取組が活発化する等の効果が得られました。しかし、近年は世代交代や事業継承にも課題が生じており、人材確保やキャリア支援等の更なる環境整備が求められています。民間活動の支援には、自立的な活動を支える観点、行政や事業者との対等で効果的な連携促進の観点から仕組みの整備や運用を進めていく必要があります。また、自発的な活動の重要性及び自主性を尊重した取組の在り方についての各主体の理解を深める必要があります。

さらに、環境保全活動等における多様な主体の参画やパートナーシップのためには、活動の場で参加者の気づきや力を引き出したり促進したりする役割（ファシリテーター）、環境保全について異なる認識を持つ様々な人や組織の間の調整やネットワークづくりを行う役

割（コーディネーター）、事物や事象の背後にある意味や関係性を解く役割（インタープリター）、活動を加速化させる役割（アクセラレーター）が欠かせません。こうした役割や能力を様々な人・組織が備え、安定して活動できる状況にしていく必要があります。

特に、地域における環境保全活動は、住民や民間団体等が参加し、地域ぐるみで公正な循環共生型の社会づくりを目指すことが大切です。シェアリングエコノミー[5]、サブスクリプション[6]のサービスや、リユース、リペア等の製品の利用、廃棄物処理や自然再生など環境保全に関する現場、自然とのふれあい、地域づくり等の体験を通じて、環境と社会・経済とのつながりを実感していくことも重要です。また、同時に、都市部と地方部の交流等、地域を越えたつながりを構築していくことによって、これらの取組は「地域循環共生圏」、ひいては環境・生命文明社会の形成につながります。

政府としては、家庭、学校、職場、地域等に対して、環境の保全に関する情報又は機会の提供等の支援を行い、自発的な活動が、主体性を活かしながら自律的に社会経済や地域の中で定着し、地域を越えた交流や対話が促進されるよう、その環境づくりを進めます。

② 環境教育の推進方策についての取組の方向

環境教育は、１（２）に示したとおり、ESD の考え方を踏まえつつ、すべての大人や子どもに対して、あらゆる場において、また、対象となる人の発達段階又は生活の在り方に応じ、知識の習得だけでなく、目標の達成、他者との協働、情動の制御等を含む社会情動的な学び、具体的な行動に必要な技能の学びを通じ、社会や組織の変革と個人の変容を連動的に支え促すことを目的とします。環境・経済・社会を統合的に向上させ、かつ、後述する協働取組と相互に連関させながら、組織や地域社会等での具体的な変革に向けた行動を進める視点をもって取り組むことが重要です。

また、こうした学びの機会について、地域や成育環境、経済状況、障害の有無等による格差が生じないよう配慮することも必要です。

政府としては、環境教育の実践について以下のような「大切にしたい点」を踏まえつつ、体験活動、対話、ICT の活用に特に着目しながら、大人の変容、子どもや若者の力の発揮を通じ、社会や組織の変革と個人の変容の連動を促す環境教育を支援します。

ア 環境教育の実践において大切にしたい点

効果的な環境教育を実現するためには、体験を通じて学ぶ「環境『の中で』の教育」、知

[5] シェアリングエコノミーとは、個人と個人・企業等との間で活用可能な資産(場所・モノ・スキル等)をシェア(売買・貸し借り等)するサービス

[6] サブスクリプションとは、一定の期間、商品やサービスを利用する権利に対して料金を支払うビジネスモデル

識を身に着ける「環境『について』の教育」、問題解決や社会変革に向け行動する力を獲得する「環境『のため』の教育」を、対象者の状況や学習の段階、目的等を踏まえて組み合わせることが重要です。

また、環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、相互の学び合いによって、学びを深めていく過程が重要です。人は人とのつながりの中で、気づきを得て、関心を持ち、理解を深め、態度や意欲、価値観を形成していきます。身近な家族や仲間のみならず、時には立場や状況、価値観等が大きく異なる人との出会いが、つながりの本質や、自身や社会等の新しい価値を発見する一助となり、心を動かす大きな要因にもなり得ます。また、大自然の景観や生態系・動植物、地域に育まれてきた文化・歴史・暮らしを体験する過程で、日常体験し得ない感銘や教訓を得て、自己の内面の変化・価値観の転換に至ることもあります。そうした中で、環境や持続可能性に関わる問題を自分事化し、自らの暮らしとの関係について気づくことが、実際の行動への一歩となります。

以下は、上記のほか、環境教育のあらゆる実践において大切にしたい点の一例です。

【環境教育の実践において大切にしたい点（例）】
- 環境「の中で」「について」「のため」の教育を状況や目的に応じ組み合わせること
- 人々の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること
- 多様な立場や状況、価値観の人々の間の対等な出会いを促すこと
- 学習者の気づきや力を引き出し、学び合いを促進すること（ファシリテーション）
- 主体は「教える人」ではなく「学ぶ人」であることを意識し、自己決定を尊重すること
- 学習者自らが感性を働かせて考えるプロセスを設けること
- 各自の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること
- 事物や事象の背後にある意味や関係性を解くこと（インタープリテーション）
- 人と人、人と自然、人と地域・社会のつながりを十分に意識すること
- 経済や社会との関係に留意し、環境、経済、社会の統合的な向上を意識すること
- 活動に遊びや創造の要素を取り入れること
- 日常での体験に加え、旅などの非日常的な体験において感動や学びを引き出すこと
- 特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること
- 個人の行動だけでなく、組織や地域等における集団の取組を重視すること 等

イ 環境教育において特に重視すべき方法

（ｉ）体験活動を通じた学びの実践

環境「の中で」行う「体験活動」は、環境意識の形成に向けた重要な学習方法です。新型コロナウイルス感染症の影響や近年の猛暑日の増加等により、屋外での体験活動の機会が

減る等の状況の変化も考慮しながら、自然体験のほか、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、自分と異なる立場の人やロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。

体験活動を通じた学びのプロセスについては、感性を働かせるというインプットだけではなく、背景を学び、それらの中から見いだした意味や価値を他者に表現するというアウトプットまでを含めた一連の過程として整理する必要があります。

こうした学びにおいては、座学では得られない気付きや感動を得たり、自尊感情や創造性を高めたりすることができます。また、教育の実践を担う者も、学習者の生き生きとした表情や態度を間近に見て、新たな取組の発案・創造につなげることができます。この学びは、学校教育における環境教育の実効性の向上に寄与するほか、企業や地域等での大人を含む対象者への環境教育にも有用です。

また、体験活動を通じた学びを、特定の地域における視点を持ったもの、特定の地域を拠点としたものとすることで人と環境との循環と共生に関する現実を、俯瞰的に理解することが促進され、地域間の交流人口やその地域を応援する関係人口の増加、地域の企業や地域自体の価値・活力の向上など複合的・波及的な効果が期待できます。これらは、「地域循環共生圏」の創造につながります。地域間の交流促進とあわせ、積極的に進めていくことが必要です。

なお、問題解決や社会変革へ向けた行動・参加という、環境「のため」の教育につながる目的を達成するためには、体験活動を一過性のイベントにせず、継続的な学びによって、学習者の暮らしや地域について考えることにつなげていくことが必要です。実践に関わる者が、取組のねらいを具体化し、効果を可視化し、改善につなげていくこと、また、実践に関わる者同士が、長期的なパートナーシップを結ぶことで、これらを共有することが重要です。この際、SDGs は各々の実践が持続可能な社会づくりにどう寄与するかというストーリーを考える上で道標となり得ます。

（ⅱ）多様な主体同士の対話と協働を通じた学びの実践

持続可能な社会づくりへ向けた変革を具体的に進めていくためには、組織や地域の中の多様な対立を乗り越え、課題と目標を共有するための対話と、それを踏まえた協働が不可欠です。立場や世代、価値観等が異なる人との対話を通じて、学びあい、お互いの考えをすり合わせつつ、組織や社会の変革へ向けたビジョンを具体化し、それに向けてともに行動しながら、自らも変容していくことが求められます。こうした対話と協働の過程は、環境「のため」の教育として、人々の当事者意識と一人一人の人権尊重にもとづく社会変革への参画を支えるとともに、多角的な視点や中長期的な目線の獲得を促し、誰一人取り残さない公正で持続可能な社会の共創につながります。

対話を通じた学びを実践するためには、多様な人々が安心して対等に参加でき、対話の経

験を積み重ねながら学び合い、対話の文化を構築していくことができる機会を、地域や組織の中に創り出していくことが必要です。また、対話を実際の協働にさらにつなげていくためには、社会情動的な学びや、具体的な行動に必要なスキル習得等に向けた学びを促す必要があります。後述する協働取組の過程においても、対話を通じた学びの機会が実践されることが有効であり、環境教育と協働取組はそれぞれが連関しています。

（ⅲ）情報通信技術（ICT）を活用した学びの実践

近年、パンデミックの影響もあり、ICT の利活用が急速に進展しています。小中学校では、2019 年（令和元年）12 月にスタートした「GIGA スクール構想」により、1 人 1 台端末及び高速大容量の通信ネットワークの整備等が実現しました。家庭や職場でも、ICT の日常的な活用が進んでいます。ICT の活用によって、学習者の都合に応じたオンデマンド学習や国内外の遠く離れた人との空間的制約を超える学び合い等、教育の可能性に広がりが生まれています。環境教育においても、こうした可能性を最大限に活かすことが必要です。

例えば、外出しにくい人が自宅にいながら学び合いに参加することができたり、過疎地域を含む多様な地域に暮らす人々が自宅や自分の地域から、現地の状況を紹介しながら学び合うことができたりと、学びの機会の拡大にもつながります。また、国境を越えた学び合いが活性化することは、グローバルな環境問題にともに向き合う地球市民の育成とネットワークにつながります。

③ 協働取組についての取組の方向

持続可能な社会への変革は、単独の主体だけでは限界があります。国民、民間団体、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）、事業者等、そして国又は地方公共団体といった地域社会を構成するあらゆる主体・世代が、適切に役割を分担しつつ、対等な立場で相互に協力して環境保全活動等を行うこと、すなわち、協働取組が必要不可欠です。当事者・関係者が、自分たちの地域の将来像と共通利益を確認・言語化し、地域のありたい姿の実現に向けて、それぞれの力を結集させていくことが重要です。

また、こうした協働取組においては、対話とそれに基づく信頼関係の構築や共通理解といった協働のプロセスを通じて関係者自身にも変容が生まれます。すなわち、こうした協働取組に参加する関係者等は、様々な立場や価値観を有する多様な主体との対話や協働を通じて、同質性の高いコミュニティの中にとどまっていたのでは見えにくい視点を身に付けることが期待できます。また、そこで得られた複眼的な視点は、協働のプロセスを通じて関係者間にも共有化され、地域やコミュニティそのものの課題解決能力を強化させることにもつながります。このことから、協働取組は、課題解決のための手段であるとともに、地域やコミュニティの成長の源であると言えます。

こうした協働取組を効果的に進めるためには、一連のプロセスを協働ガバナンスの視点から捉え、地域の実情や社会課題の内容等を踏まえた中間支援機能を軸とする協働の仕組みを構築することが重要です。中間支援機能は、特定の個人や組織だけが担うのではなく、地域内のあらゆる主体・世代がそれぞれの強みをいかしつつ、中間支援機能が発揮できるように意識的に取り組むことが求められます。協働取組の開始時においては、知見や経験を有する、地域内外で活動する既存の中間支援組織が、持続可能な地域づくりに参画している様々な主体から中間支援機能を引き出し、支援することが有効です。

以下は、協働ガバナンスに基づく協働取組において、大切にしたい点の一例です。

【協働取組の実践において大切にしたい点（例）】

- 地域や関係者が置かれている状況について、関係者間の関係性やこれまでの経緯や背景を理解すること
- 広範なステークホルダーの包摂や心理的安全性の確保、プロセスの透明性等の協働の場を運営するための制度を設計すること
- 互いの立場や強みを理解し、信頼関係を構築し、それぞれの役割を果たすといった協働のプロセスを踏まえること
- 協働取組の過程の成果を可視化・共有し、共通理解の醸成、取組意欲の増進を図ることで、取組が更に深化すること
- 協働のプロセスを支える中間支援機能（ファシリテーター、コーディネーター、アクセラレーター等の各役割を、複数人で分担することが望ましい）を地域内外に獲得すること
- 様々な主体が協働取組に参画し、実践できるよう、中間支援組織に関する積極的な情報提供に努めること

２ 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

政府は、持続可能な社会の構築に向け、あらゆる主体が環境保全活動に取り組んでいくために、１（３）で示した方向に施策を進めていきます。政府及び地方公共団体は、地域社会や学校等、事業者等と連携し、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組が体系的かつ継続的に実施されるよう２（２）に掲げるような個別の措置を講じます。

また、こうした措置により、地域社会や学校等、事業者等では、積極的に環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基盤を活用し、体系的かつ継続的に取り組むことが期待されます。

（１）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっ

ての基本的な考え方　（略）

（２）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策

①～⑤（略）

⑥体験の機会の場の認定

体験の機会の場は、地域や国を越えた交流を促進し、地場産業の担い手の育成や、ひいては日本の環境の魅力を海外に発信するポテンシャルを有しています。これを踏まえ、政府は、体験の機会の場を「地域や国を越えた交流の拠点」と位置付けて、地方公共団体と連携して認定の促進を図ります。また、体験の機会の場同士の連携や交流を促進することにより、体験プログラムの質的向上や運営の改善等を図るほか、環境教育等に関する研修・イベント等で場を積極的に活用するとともに、認定事業者の実践事例や自発的な研究成果を国内外問わず広く発信して、地域の魅力も高めていきます。

さらには、認定制度の普及を図るとともに、その実効性を高めるため、体験の機会の場の認定を受けた場合のメリットやその事業概要、成果等について広く周知するほか、認定を受けていることを証するマークを活用するなどして、認知度の向上に努めていきます。

なお、認定に際しては、場の性質に応じて一定の安全確保が講じられることを認定要件として、体験の機会の場の信頼性の確保に努めます。

⑦～⑨　（略）

３　その他の重要事項　（略）